

「使用済製品のリユースの促進に係る検討会」（第3回） 議事要旨

1. 開催概要

(1) 日時・場所

日時：令和7年3月17日（月） 10:00～12:00

場所：オンライン会議

(2) 議事

- (1) 「リユース促進に向けた懇談会」について
- (2) 地方自治体におけるリユース取組の促進に向けて
 - ー 1 令和6年度「使用済製品等のリユースに関する自治体モデル実証事業」の成果報告
 - ー 2 「市町村による使用済製品等のリユース取組促進のための手引き」の改訂に向けて
- (3) 使用済製品リユースの促進に向けた検討の方向性・論点整理（中間とりまとめ案）
- (4) その他

(3) 出席委員

小野田 弘士 早稲田大学 理工学術院大学院 環境・エネルギー研究科長 教授
佐々木 創 中央大学 経済学部 教授
田崎 智宏 国立環境研究所 資源循環領域 資源循環社会システム研究室 室長
手塚 一郎 清和大学 副学長 教授
沼田 大輔 福島大学 経済経営学類 教授
山川 肇 京都府立大学大学院 生命環境科学研究科環境科学専攻 教授

(4) 配布資料

- 資料0 議事次第
資料1 委員名簿
資料2 「リユース促進に向けた懇談会」について
資料3 令和6年度「使用済製品等のリユースに関する自治体モデル実証事業」
 - ー 1 令和6年度使用済製品等のリユースに関する自治体モデル実証事業（成果概要）
 - ー 2 モデル実証事業報告書（東京都八王子市）
 - ー 3 モデル実証事業報告書（福島県郡山市）資料4 「市町村による使用済製品等のリユース取組促進のための手引き」改訂について
 - ー 1 本編（改訂案）
 - ー 2 概要版（改訂案）資料5 適正な使用済製品リユースの促進に向けた検討の方向性・論点整理（中間とりまとめ案）

(5) その他

本検討会は、公開にて実施された。

2. 議事概要

(1) 「リユース促進に向けた懇談会」について

【小野田座長】

- ・ 議事「(1)「リユース促進に向けた懇談会」について」、事務局から資料の説明をお願いする。

【環境省 村井補佐】

(資料2の説明)

【小野田座長】

- ・ 事務局から説明いただいた資料2について、ご質問・ご意見などをいただければと思う。

【山川委員】

- ・ 第1回リユース促進に向けた懇談会での意見、「日本は世界の中でもトップクラスにリユースポテンシャルがある」という発言は、具体的には何を取り上げているのか。詳細を共有いただきたい。

【環境省 村井補佐】

- ・ リユース経済新聞社のリユース市場規模の定年観測において、リユース市場規模が右肩上がり拡大している点、2030年までに4兆円を達成する見込みであるという推計結果が背景にある。また、リユースの取組は拡大しているが、いまだに「まずはリサイクル」という、リユースよりもリサイクルの方に国民意識があることも要因である。これらの状況から日本のリユース市場はまだ拡大するという現場の実感としての報告をいただいた。

【山川委員】

- ・ リユースの市場構造や産業構造ではなく、ポテンシャルの話か。

【環境省 村井補佐】

- ・ そうである。構造については、リユース事業にさまざまな事業者が参入しているという意見・指摘もあった。さまざまな背景含めてのご発言であったと理解している。

【田崎委員】

- ・ 「循環経済への移行加速化パッケージ」において、リユース業者との協働取組を行う自治体数を倍増させるという将来像がある。広域化が進む中、一部事務組合も含めてリユースを行うような自治体、つまり複数の自治体で1つの契約を行う例が出てくると思う。その場合、契約数ではなく、自治体数で評価するのか。

【環境省 村井補佐】

- ・ 基本的には自治体数と考えているが、一部事務組合も地方自治体の支援に入るため、集計に含める可能性もある。300 という数字は、環境省がヒアリング等をして独自に算出した数値であるが、定点的に観測するための方法も含め検討しており、検討会でもご意見いただきたい。

【田崎委員】

- ・ 承知した。個人的には契約数ではなく、カバーできている自治体数で良いと考えている。

【沼田委員】

- ・ 最後のスライドで、モデル事業の実施や自治体のリユースの支援とあるが、これまでも自治体を支援してきており、モデル事業だけでなく法制化の検討もするべきと考えるが、リユース促進の法制化や法律作りは考えているか。

【環境省 村井補佐】

- ・ 法制化は、現時点ですぐには考えていないが、これまでの検討会で廃掃法などの法令が障壁になり得るという意見もいただいているので、実態を調査し、課題と対応の議論を進めたい。

【手塚委員】

- ・ 田崎委員の意見と関連して、リユース業者との協働取組を行う自治体数を 2030 年までに 300 から 600 に倍増という目標があるが、自治体数が 600 の場合、人口カバー率はどの程度のイメージか。また現状の 300 の人口カバー率はどの程度か。

【環境省 村井補佐】

- ・ 人口カバー率の分析を進められていないが、約 1,800 の自治体のうち 600 であるため、自治体数では 1/3 をカバーしていることになる。また、すでに締結している自治体を見ると、大規模自治体だけでなく、小規模自治体でも締結を踏まえた上で取組が進められており、自治体の大小に限らず幅広く取組は進めているところである。人口カバー率の分析を進め、目標とするか検討したい。

【佐々木委員】

- ・ 付加価値の高いリユースモデルとあるが、付加価値が高ければすでに実施されているはずである。実施されていない要因は法制度で障壁があるためであろう。支援の中でも関連法の課題を洗い出していきたい。
- ・ 生前整理や遺品整理など、社会的にニーズが高いリユースもあると思うので、検討いただきたい。

【環境省 村井補佐】

- ・ 重要なご意見であり、検討させていただきたい。

(2) 地方自治体におけるリユース取組の促進に向けて

【小野田座長】

- ・ 議事「(2) 地方自治体におけるリユース取組の促進に向けて」について、事務局から資料の説明をお願いする。

【事務局】

(資料3、資料4の説明)

【小野田座長】

- ・ 事務局から説明いただいた資料3及び資料4について、ご質問・ご意見などをいただければと思う。

【沼田委員】

- ・ 資料3—2の39ページ、八王子市の取組で「当初は民間事業として採算を取れると見込んでいたが、見込み通りにはいかなかった」との記載があるが、なぜ採算を取れると見込んだか、またなぜ見込み通りにはいかなかったのか。
- ・ 資料4—2の5ページ、リユースの取組方式が整理されているが、「⑤リユース品回収」の位置づけが分かりにくい。「③イベント」と「④常設交換」との違いなど、「⑤リユース品回収」の位置づけをはっきりさせていただきたい。
- ・ 資料4—1の33ページ、川崎市や蒲郡市の市町村回収後選別方式の事例があるが、川崎市はリユース品を無償で引き渡し、蒲郡市はリユース品を有償販売するとある。市町村が回収したものを売ってもよいかがどうか、手引きを見る自治体にとっては分かりにくい。

【事務局】

- ・ 八王子市の採算性の見込みについては詳細を正確に把握できていない。八王子市に改めて確認し、別途ご報告させていただく。
- ・ 「⑤リユース品回収」とその他の違いについて、平成27年までの検討整理を踏襲しているところであるが、「⑤リユース品回収」は八王子市や郡山市の取組を想定している。特徴としては、リユースされる不要品の所有権が自治体や事業者に移行する点である。「③イベント」は生活者が持ち込んだものをフリーマーケットのように交換しあうことを想定しており、所有権は持ち込んだ方に帰属している。ただ、あくまで既存の取組から整理しているため、厳密には分けきれないと考えている。
- ・ 回収したリユース品を有償で販売できるか否かは、事務局としてはどちらでも良いと考えている。ご指摘を踏まえて、“無償でないと問題があるわけではない”といった趣旨の加筆が望ましいと考える。

【沼田委員】

- ・ 2点目について、所有権の話は資料内に記載があるか。記載があると位置づけが分かりやすいと思う。

【事務局】

- ・ ご指摘の点について、環境省とも相談の上、対応検討させていただきたい。

【田崎委員】

- ・ 資料３－２、リユース率という言葉があるが、排出者が出したものに対するリユース率ではなく、出品したものに対するリユース率であるため、言葉が混同しないように整理する必要があるだろう。今後定義を検討した方が良い。
- ・ 資料３－２の 35 ページ、「売れ残った商品の取扱についての整理」とあるが、自治体と事業者が協働した場合、自治体で廃棄処理を担当して良いと思っている。逆に、この事業ではそれだと問題がある点があったのか。
- ・ 資料４－２の 2 ページ、手引きの活用において、市町村に一部事務組合が含まれることを明示頂きたい。
- ・ 資料４－１の 4 ページ、(6) の見出しと内容が的確でないと思う。見出しは「ごみ処理広域化と連動した有効かつ効率的なリユースの推進」が良いと思う。一部事務組合を含め、3R の優先順位を全うしてもらうことが重要だろう。自治体担当者の人的リソースが限られる中で広域化が行われるため、それをサポートする一部事務組合でリユースを実施していただく、また市町村から一部事務組合への事務委託の中にリユースを入れていく必要があるだろう。その点を記載いただくとともに、広域化を行っている地域でも、リユース品の排出と売却をうまく連動できるなどのメリットも記載いただきたい。
- ・ 資料４の全体、市町村自体が率先してリユースに取り組むという項目が抜けている。2016 年に「オフィス等から発生する使用済製品リユースための手引き」という、市町村も含めて什器やいすなどリユース品を調達することを率先するための手引きを策定している。資料４－１でその手引きを参照すべきで、場合によっては項目を立てて、市町村も率先してリユース調達を試みることを記載し、そのなかで財政的負担を緩和することを明示すべきだろう。

【事務局】

- ・ リユース率について、自治体として出品したものに対してリユースされた割合として整理しているが、誤認がないように補記したい。
- ・ 八王子市では売れ残ったリユース品の廃棄に関して問題が生じたわけではないが、リユース事業者がリユース品の所有権を持ってリユース事業を実施した場合、事業に伴って生じた廃棄になるか否かが課題になるため、注意して整理いただいたと伺っている。
- ・ 資料４－２の市町村に一部事務組合が含まれる旨を追記する。
- ・ 資料４－２の 4 ページ、(6) の内容と見出しの整合について、事務局として見直すとともに、これまで令和４年から６年のモデル事業に一部事務組合によるリユースの事例がなかったので、今後の検討課題の一つとして整理する。
- ・ 市町村が率先してリユースの取組を実施する点をご指摘の通りであり、今回の手引きは自治体が住民におけるリユースを促進することを目的として作成している。一部、コラムで自治体内でのリユースの取組を追記しており、資料４－１の 35 ページ、吹田市における調達方針にリユース品の活用を明記している点、また官庁の部局同士での不用品のリユース

を紹介している。一方で、オフィスでのリユースの取組を加えていないため、事例の中や参考資料等で追加したい。

【田崎委員】

- ・ 4点目の一部事務組合の記述についてであるが、今回の手引きに記載の取組方式の「⑥市町村回収後選別」は一部事務組合でも実践できる。事例がないということは、事務組合に委任している自治体ではリユースの取組が行えていないというなんらかのボトルネックがあるのだろう。そのボトルネックを解消するという観点でも、今回の手引きに記載すべきであると思う。

【佐々木委員】

- ・ 資料3について、訪問回収は初めてのモデル事業であるため、八王子市の訪問回収はもう少し丁寧に書いていただけないか。申込件数が600件に対して回収件数が115件である理由について状況が分からない。回収対象外の地域からも申込があり、対象地域に絞ると115件だったのか。現状の示し方だと回収件数が異常に低く見えてしまう。どのくらいニーズがあるかしっかり把握し、状況が分かれば報告書に丁寧に書いても良いだろう。
- ・ 資料4―2の5ページ、マップは人口や人口密度などを入れると、同じ人口規模だったらできそうだという参考にもなる。これから実施する自治体の参考になる情報もいれると良いだろう。
- ・ 沼田委員や田崎委員と同様に、「⑤リユース品回収」について、概要版では回収ボックス方式に関する記述があるが、本文で記述が少ない。リユース品回収は有人であるため廃棄物の混入を制御できるが、回収ボックスの場合は無人であるため、廃棄物の混入の量が増える可能性がある。またボックスの設置主体が自治体か事業者かによって、廃棄物の処理も変わる。実際に、一般廃棄物の収集運搬許可を持たない事業者が回収ボックスでリユース品回収を行うことについて、「問題ない」と判断している自治体もあれば、NGとしている自治体もあると聞いている。資料4―1ではもう少し丁寧に書くと、事業者との連携が進みやすくなるだろう。

【事務局】

- ・ 八王子市の報告書には、ご指摘頂いた点を概要版に補記したい。対象地域から600件申込があったが、初めての取組であった点や配車の効率性に課題があり、115件の回収にとどまると報告いただいている。運搬する車両の改善や回転率の向上を事業期間内にも検討したと伺っており、報告書の32ページ「回収効率の向上」にも記載している。
- ・ 人口規模の情報は、マップに補記するとともに、資料4―1の19ページで表形式でもまとめており、こちらも参照していただきたいと思う。
- ・ リユース品回収方式について、資料4―1の28ページ、回収ボックス等の補記はあるが、課題点やメリット等に関して記述ができていないため、本文中で補記を検討したい。

【手塚委員】

- ・ 八王子市の実績について、600件の申し込みに対して115件の回収実績のギャップの理由に

について、配車の調整ができなかったと説明があったが、つまりは申込を対応しきれなかったということか。

【事務局】

- ・ 事務局としても同じような所感を抱いている。今回初めて実証したものの、効率的な運用に課題が残っていると理解している。

【手塚委員】

- ・ 実際に回収したものは、先着順で対応したのか。改善のための材料になるため、申込者の選定方法はどこかで共有いただきたい。

【事務局】

- ・ 改めて事務局で整理して、後ほど報告する。

【山川委員】

- ・ 手引きに記載するべきか悩むが、リユースの位置づけについて再度整理した方がよいかもしれない。3Rの中でリデュースに次ぐ優先順位の取組みとしてのリユースという整理もあるが、製品リユースは長期使用の一形態であるという側面もある。製品に手を加えない製品リユースから、リファーマビッシュ、修理まで、部品リユースの程度に応じて連続的につながっているという考え方もある。修理＋リユースは自治体でも実施されているが、どのような位置づけになるか整理されると良いと思った。あるいは、リデュース、リユース、長期使用の関係を整理する必要があるのではないかと思った。
- ・ 手引きそのものの話ではないが、普及拡大のためには、環境部署だけで推進するのではなく、他の部署からリユース品を使う動きが出るように、例えば、地域活性化コミュニティのマニュアルや施策にリユースを入れてもらう、あるいは自治体のコスト削減・効率化の一環として庁内リユースや不用品売却などを入れてもらう等、他の施策に埋め込むための総務省や財務省との連携を環境省として検討いただきたい。

【事務局】

- ・ リユースからリペア、リファーマビッシュの位置づけについてはご指摘の通りと思うが、手引きに入れるかどうかの方針は、環境省と相談したい。
- ・ 普及拡大については、事務局としては今後の継続課題と理解しており、事務局にて改めて整理させていただく。

(3) 使用済製品リユースの促進に向けた検討の方向性・論点整理（中間とりまとめ案）

【小野田座長】

- ・ 議事「(3) 使用済製品リユースの促進に向けた検討の方向性・論点整理（中間とりまとめ案）」について、事務局から資料の説明をお願いする。

【事務局】

(資料 5 の説明)

【小野田座長】

- ・ 事務局から説明いただいた資料 5 について、ご質問・ご意見などをいただければと思う。

【手塚委員】

- ・ 法的な規制等について、「リユース品の回収・買取促進における法令や規制の障壁に関する実態把握」は、取組事項 2－1 と 5－1 で、相互で再掲という形になっているが、論点 2 の回収促進と論点 5 の環境整備では、それぞれの観点で意味合いが変わるだろう。特に論点 5 では、障壁があれば可能な範囲で除去するというよりは、むしろ規制がしきれていない、悪質な事例を取り逃がしている場合では規制を強化する必要がある。方向性の書きぶりを変えた方がより適切であると考えている。

【田崎委員】

- ・ 取組事項 1－1、「リユース促進に向けた目標・指標の検討」は必要であると考えている。これまでのリユース市場調査では、金額で整理しているが、リユース量の情報が必要だと考える。また、施策の取組をモニタリングするには 3 年おきではなく、毎年実施できる簡便な方法を検討した方が良いだろう。市場調査については改善案をお持ちの事業者もいらっしゃるので、ご意見を聞いてアップデートできる場があると良いだろう。
- ・ 取組事項 2－2 「捨てる」ではなく「リユースに出す」という観点での消費者への啓発」では、この 10 年間で啓発を行ってきているが、啓発だけでは不十分であるため、ナッジのような工夫や仕掛け、補助金のような財政的に持続しない方法ではない、経済的インセンティブを与えることができないかを検討する必要がある。
- ・ 啓発としては、新品購入する際に、そもそもリユースで売れるものを購入するという話も必要であろう。全体の論点から抜けている。
- ・ 論点 2 に入ると思うが、リユースできるものとできないものの仕分け、リユース可能性の判別が重要である。だれがどの段階で担うとより効果的かを検討する必要がある。
- ・ 取組事項 4－2 で容器のシェアリングについて触れているが、海外でのレポートでは、出先でリユースする、家でリユースするという区分と、リフィルによりリユースする、リターンで返却するという 4 つのパターンがある。この 4 つがあることを全般を通してカバーできていないと思う。「シェアリング等」に、「シェアリング、リフィル、リターン等」と記載して明確にいろいろなリユースビジネスがカバーできるようにしていただきたい。
- ・ 取組事項 5－5 「リユース品のトレーサビリティに係る実態調査」とあるが、トレーサビリティには、上流にトレースバックし製品情報を求めるようなトレーサビリティと、下流を追ってトラッキングするようなトレーサビリティがある。不適正事例の摘発には後者が重要になるが、安心してリユース品を使ってもらう場合にはこれまでの使用者がどういう使い方をしたかという上流へのトレーサビリティの方が重要になる。この違いを意識した上で実態調査を行っていただきたい。

【佐々木委員】

- ・ 手塚委員のご指摘にあったが、最終的なアウトプットは、取組事項２－１はアメの方向、取組事項５－１はムチの方向になるため、書きぶりは変えた方が良いでしょう。また、時間軸は中期で良いのか。法改正するかどうかは中期であるが、法令や規制の障壁に課題が生じていることは分かっているため、実態把握は短期の時間軸であろう。
- ・ 関連して、取組事項５－５、「リユース品のトレーサビリティに係る実態調査」について、相対価値の低い製品を流通させるかは法的な課題が発生していると思う。家具の搬出費用を徴収できれば、よりリユースできると思っている事業者は多いだろう。廃掃法の兼ね合いやトレーサビリティの確保ができればリユースできる可能性があるため、整理した方が良いでしょう。
- ・ 一般廃棄物の収集運搬許可を持たない事業者が回収ボックスでリユース品回収を行うことについても、自治体で判断が分かれて事業者が困っている事例があるので、事業者にヒアリングやアンケートを実施して、法規制の障害が、アメの部分で求められているのか、ムチの部分で求められているのか、実態把握していただきたい。

【山川委員】

- ・ 取組事項４－１、「社会貢献につながるリユースの事例調査・検討」は、民間事業の圧迫にならない仕切り分けをしていただきたい。チャリティ団体が無料で引き取って、安価に売却するビジネスモデルが欧米ではあるが、それが広がると民間事業者が厳しくなる可能性がある。切り分けの整理が必要だろう。
- ・ 論点３の販売促進について、新品との比較販売ができることで、リユースに関心がない人でもリユース品購入の機会を得ることができる。また、品質情報もあわせて販売されれば適切に購入できるだろう。書籍など一部では行われているため、あり方の検討・促進も検討いただけると良い。
- ・ 取組事項１－２、「リユースに関する温室効果ガス削減効果の検証」について、リユースの環境負荷低減は、社会における長寿命化の効果と、運搬負荷やエネルギー効率の改善とのトレードオフのバランスを見ることになるが、リサイクルとリユースの比較だけでなく、リファビッシュやアップグレードと比較する必要があると思った。

【沼田委員】

- ・ 多様な論点を整理していただいている分、分かりやすいと思う一方で、論点が多いと混乱してしまう。これまでの調査事業や議論で、何がどのくらい明らかになっているか、分からないことは何かを仕分けする必要があるだろう。仕分けした上で、必要な論点、優先すべき論点を分ける必要がある。
- ・ 福島県の例だと、リユースがごみの減量にどの程度つながるかを気にされている。リユース以外への波及・貢献も位置付けられると自治体としてのメリットが生まれるだろう。

【環境省 村井補佐】

- ・ 取組事項２－１と取組事項５－１で方向性が異なることを分かる形で書きぶりを再検討する。

- ・ 取組事項 1－1、KPI のモニタリングの頻度も検討する。
- ・ 啓発についてもナッジなど含めて工夫が必要だと思う。引き続き検討する。
- ・ 売れるものと売れないものの判別は各自治体や事業者に必要な情報であるため、モデル事業含めて情報を整理したい。
- ・ リフィル、リターンも含めて幅広に把握する点はおっしゃる通りである。ただ、字数の関係からシェアリング等とさせていただきたい。いわゆる 2R ビジネス全体を把握していきたいと考える。
- ・ トレーサビリティの観点は上流と下流、不適正事案、安心の観点で変わるという点はおっしゃる通りと思う。そういった観点を含めて把握したい。
- ・ 家具の搬出費用徴収は、整理することでリユース促進になるのであれば検討の中に含めていきたい。
- ・ 社会貢献につながるリユースは民間事業者の圧迫になるかどうかは、持続可能性は重要であるため、調査の中で検討したい。
- ・ 新品との比較販売は整理することが重要だと考える。
- ・ GHG 削減についてリファビッシュやリペアについて把握する点はおっしゃる通りかと思う。他方で、製品リユースと言ってもかなりあるため、優先順位つけて情報提供したい。
- ・ 論点が増えているのはおっしゃる通り。今回は論点を出し切ることを目標としていたが、ロードマップや方向性を取りまとめる時にはあらゆる関係者が分かりやすい形で、情報を整理したい。
- ・ ごみの減量への貢献は、自治体が特に懸念するところだと思うため、情報を整理し発信したい。

【小野田座長】

- ・ 今の点も含めて、全体を通じて何かあるか。

【沼田委員】

- ・ 資料 4－1 の 45 ページ、「リユース事業者紹介方式」実施の際の留意点に「リユース利用状況の確認」とあるが、連絡窓口の話ばかりである。他の方式では効果測定について記載がある。改められるのであれば検討いただきたい。

【事務局】

- ・ ご指摘の通り。適切な形で他と形式を合わせたい。

(4) その他

【小野田座長】

- ・ 議事「(4) その他」について、事務局からお願いする。

【環境省 村井補佐】

- ・ まず、本日まで 3 回にわたって本検討会でご議論いただき感謝する。

- ・ 今後の進め方について、「使用済製品リユースの促進に向けた検討の方向性・論点整理」として様々なご意見をいただいた。いただいたご意見を踏まえて、ブラッシュアップし、令和 7 年夏頃までにロードマップの方向性を取りまとめ、令和 7 年度中にロードマップを策定したいと考えている。引き続き、委員の皆様からご意見いただく機会があると思うが、よろしくをお願いしたい。
- ・ リユース促進に向けた懇談会の結果や、本日ご報告できなかった令和 6 年度の調査結果、また現在公募中の「令和 7 年度使用済製品等のリユースに関するモデル実証事業」の状況など、逐次報告・共有させていただきたい。これらの状況も踏まえてロードマップ策定に向けて令和 7 年度以降も引き続きご協力いただきたく願います。

3. 閉会

【環境省 近藤室長】

- ・ 本検討会では 3 回にわたり、非常に重要なご意見・ご指摘をいただき感謝する。
- ・ リユースに関するこのような検討会を開催するのは久しぶりであり、また局長諮問の検討会という位置づけでもあった。この数年の動向として、コロナ禍を経てフリマアプリの拡大があり、また、業界団体の動向として、日本リユース業協会の参加企業数や売上高の増加、日本リユース機構の地域の事業者と連携した事例など、リユースに関する取組・事業が広がってきている。他方で、リユースに取り組んだことのある人の数はそれほど多くないという調査結果もあり、いかに日本の文化にリユースを根付かせるかについては取組余地があると考えている。
- ・ これまでモデル事業支援を実施しつつ、様々な手引き等を作ってきたが、今回はもう少し包括的に、リユース全体を進めていくための地図のようなものを作っていくという取組であった。
- ・ 来年度も検討を続けるが、まずは実態を把握すること、伸ばすところを伸ばすことが重要だと考えている。法律関係の話もあったが、難しい点としては、例えば、廃掃法の適正処理と不法投棄の防止という本来の目的を守りつつ、うまくリユースを促進するかはかなり細かな工夫が必要である。また、古物営業法や特定商取引法など他の省庁も関係する分野も多いので、現状把握や検討に時間がかかると思っている。まずは実態を丁寧に把握した上で対応の方向を考えることになると思う。
- ・ 付加価値を高めたリユースの促進や、地域や生活者の選択肢にリユースを根付かせつつ、自治体の廃棄物処理コスト低減化につなげていく点は、来年度開催予定の資源循環自治体フォーラムで、各自治体のリサイクル等の状況を踏まえて、新たな取組の支援としてリユースも含めて、先進事例をお伝えしつつ課題を聞き取り、必要な支援を検討したいと考えている。これらの取組のフィードバックもさせていただきたい。委員の皆様には引き続きのご協力をよろしくお願いする。

【事務局】

- ・ 本日は活発なご議論をいただき誠に感謝する。本日の検討会は、これにて閉会とさせていただきます。

以上